

山梨県公報

号外第十三号

令和七年

三月二十八日

金 曜 日

目 次

- 訓 令
- 山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令……………一
 - 庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令……………一
 - 山梨県交通安全対策本部規程の一部を改正する訓令……………二
 - 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令……………二
 - 山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………二
 - 職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………三
 - 山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令……………三
 - 山梨県副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令……………三
 - 山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………四
 - 山梨県文書管理規程の一部を改正する訓令……………五
 - 山梨県公報発行規程の一部を改正する訓令……………七
 - 山梨県法令審査委員会規程の一部を改正する訓令……………七
 - 山梨県職員旅費支給規程を廃止する訓令……………七
- 企 業 局
- 山梨県企業局に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程等の一部……………八
 - 山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程……………九
 - 山梨県企業局職員の安全衛生管理規程の一部を改正する規程……………一
- 選挙管理委員会
- 山梨県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程……………一一

訓 令

山梨県訓令甲第一号

本 出 先 機 関 庁

山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令

山梨県電子情報処理管理規程（平成十九年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「組織規則第十二条の四第一項に規定するDX・情報政策推進統括官（以下「DX・情報政策推進統括官」という。）を「新価値・地域創造推進局長」に改め、同条第三項中「DX・情報政策推進統括官」を「新価値・地域創造推進局長」に改める。

第四条の二中「DX・情報政策推進統括官」を「新価値・地域創造推進局長」に改める。

第五条第二項中「組織規則第十二条の四第三項に規定する情報政策推進監（以下「情報政策推進監」という。）を「DX課長」に改める。

第六条第一項及び第七条から第九条までの規定中「情報政策推進監」を「DX課長」に改める。

第十一条第一項、第十二条、第十五条並びに第十六条第一項及び第三項中「DX・情報政策推進統括官」を「新価値・地域創造推進局長」に改める。

第十八条第四項中「DX・情報政策推進統括官」を「新価値・地域創造推進局長」に改め、同項第二号中「情報政策推進監」を「DX課長」に改め、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改め、同号を同項第五号とし、同条第六項中「DX・情報政策推進統括官」を「新価値・地域創造推進局長」に改める。

第十九条及び第二十三条中「DX・情報政策推進統括官」を「新価値・地域創造推進局長」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二号

庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令

庁内統計調査事務調整規程（昭和二十九年山梨県訓令甲第四十九号）の一部を次のよ

うに改正する。

第二条第二項中「、同規則第十二条の四第三項に規定する情報政策推進監及びDX推進監」を削り、「人口減少危機対策監等並びに」を「政策参事等及び」に改める。

第八条中「県民生活部長」を「新価値・地域創造推進局長」に改める。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第三号

本 庁

山梨県交通安全対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県交通安全対策本部規程の一部を改正する訓令

山梨県交通安全対策本部規程（昭和四十一年山梨県訓令甲第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「県民生活部長」を「総合県民支援局長」に改める。

第五条第二項中「県民生活部県民生活安全課」を「総合県民支援局県民生活支援課」に改める。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第四号

本 庁

出 先 機 関

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程（昭和三十二年山梨県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の項職員の欄を次のように改める。

一 こども福祉課に勤務する職員のうち子どもの権利侵害に関する相談業務に従事する者、地域県民センターに勤務する職員のうち総合窓口業務に従事する者、県

民生活センターに勤務する職員、女性相談支援センターに勤務する職員のうち困難な問題を抱える女性に係る相談業務に従事する者並びにあけぼの医療福祉センター（療法科に限る。）、産業技術短期大学校（事務局を除く。）、峡南高等技術専門学校及び就業支援センターに勤務する職員

別表二の項中「あけぼの医療福祉センター（地域支援課、通園支援課、入所支援課及び看護科に限る。）に勤務する職員、中央児童相談所」を「中央児童相談所」に、「子ども心理治療センターうぐいすの杜」に勤務する職員並びに」を「並びに子ども心理治療センターうぐいすの杜、あけぼの医療福祉センター（地域支援課、通園支援課、入所支援課及び看護科に限る。）及び」に改め、同表三の項職員の欄を次のように改める。

三 富士山科学研究所、富士山世界遺産センター、総合農業技術センター、果樹試験場、畜産酪農技術センター及び水産技術センターに勤務する職員

別表八の項中「労政人材育成課」を「働く人・働き方支援課」に改め、「及び東京都千代田区有楽町二丁目」を削る。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第五号

本 庁

出 先 機 関

労働委員会事務局

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山梨県職員安全衛生管理規程（昭和四十九年山梨県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「、感染症対策センター」を削り、同条第四項中「いい、同規則第三条に規定するDX・情報政策推進統括官を含む」を「いう」に改める。

第九条の二第一項中「知事政策局にあつてはDX・情報政策推進統括官を、」を削り、同条第二項中「、感染症対策センターにあつては感染症対策統轄官」を削り、「五人」の下に「、三十人未満の部にあつては、三人」を加える。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第六号

本 出 先 機 関 庁

職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年三月二十八日

職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令
山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

職員が駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「人口減少危機対策企画グループ」を「人口減少危機対策企画課」に改め、同表二の項中「多様性社会・人材活躍推進局」を「総合県民支援局」に改め、同表中二十五の項を二十八の項とし、二十四の項を二十七の項とし、二十三の項を二十六の項とし、二十二の項を二十四の項とし、同項の次に次の一項を加える。

二十五 中北建設事務所	リニア駅周辺における整備に関する業務	甲府市大津町
-------------	--------------------	--------

別表中二十一の項を二十三の項とし、九の項から二十の項までを二項ずつ繰り下げ、八の項を九の項とし、同項の次に次の一項を加える。

十 環境整備課	山梨県環境整備センター周辺の生活環境の保全に関する業務	北杜市明野町浅尾
---------	-----------------------------	----------

別表四の項中「労政人材育成課」を「働く人・働き方支援課」に改め、「東京都千代田区有楽町二丁目」を削り、同項を同表五の項とし、同表三の項中「労政人材育成課」を「働く人・働き方支援課」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項の次に次の一項を加える。

三 新事業・地域ブランド課	官民連携の推進に関する業務	甲府市中央四丁目
---------------	---------------	----------

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第七号

本 出 先 機 関 庁

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年三月二十八日

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令
山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程（昭和四十六年山梨県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、感染症対策センター」及び「、DX・情報政策推進統括官」を削る。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第八号

本 出 先 機 関 庁

山梨県副知事の担任职務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年三月二十八日

山梨県副知事の担任职務に関する規程の一部を改正する訓令
山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県副知事の担任职務に関する規程（令和六年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号及び第二号を次のように改める。

一 副知事井上弘之の担任职務

重要施策の企画及び調整に関すること。

ロ 総合的な危機管理に関すること。

ハ 人口減少危機対策本部事務局に関すること。

ニ 総務部に関すること。

ホ 防災局に関すること。

ヘ 福祉保健部に関すること。

ト 森林環境部に関すること。

チ 農政部に関すること。

リ 県土整備部に関すること。

- ヌ 出納局に関すること。
 - ル 企業局に関すること。
 - ヲ 行政委員会等との連絡調整に関すること。
 - ワ その他知事が指定する事項に関すること。
 - 二 副知事石寺淳一の担任事務
 - イ 重要施策の企画及び調整に関すること。
 - ロ 高度政策推進局に関すること。
 - ハ 総合県民支援局に関すること。
 - ニ 新価値・地域創造推進局に関すること。
 - ホ 産業政策部に関すること。
 - ヘ 観光文化・スポーツ部に関すること。
 - ト 議会との連絡調整に関すること。
 - チ その他知事が指定する事項に関すること。
- 附則
- この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第九号

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

出 本
先 機
関 庁

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「、同規則第十二条の三第一項に規定する感染症対策統轄官、同規則第十二条の四第一項に規定するDX・情報政策推進統括官」を削り、同条第二号中「、同規則第十二条の四第三項に規定する情報政策推進監及びDX推進監」を削り、「人口減少危機対策監等」を「政策参事等」に改め、同条第四号中「第十八条第二項」を「第十八条第四項」に改め、「及び第十項」を削り、「同条第十一項」を「同条第九項」に、「同条第十三項」を「同条第十一項」に、「同条第十四項から第十七項」を「同条第十二項から第十五項」に改める。

第四条第一項中「行政経営管理課長（総務部行政経営管理課）を「行政法務課長（総務部行政法務課）」に、「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改める。

第五条第一項及び第三項中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改める。

第六条第五項中「行政経営管理課」を「行政法務課」に改める。

第八条第一項第一号中「人口減少危機対策本部事務局人口減少危機対策企画グループの人口減少危機対策監」を「人口減少危機対策本部事務局人口減少危機対策課の課長」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「知事政策局専用」を「高度政策推進局専用」に、「知事政策局秘書課」を「高度政策推進局秘書課」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「県民生活部専用」を「総合県民支援局専用」に、「県民生活部県民生活総務課」を「総合県民支援局男女共同参画・多様性推進課」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「多様性社会・人材活躍推進局専用」を「新価値・地域創造推進局山梨・富士山未来課」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を削り、同項第十一号中「林政部専用」を「森林環境部専用」に、「林政部森林政策課」を「森林環境部森林環境政策課」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十二号を削り、同項第十三号を第九号とし、同項第十四号中「観光文化・スポーツ部観光文化・スポーツ総務課の課長」を「観光文化・スポーツ部観光政策グループの観光政策推進監」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十五号を第十一号とし、第十六号から第二十二号までを四号ずつ繰り上げ、同項第二十三号中「並びにこころの発達総合支援センター」を削り、同号を同項第十九号とし、同項第二十四号を第二十号とし、第二十五号から第二十九号までを四号ずつ繰り上げ、同項第三十号中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改め、同号を同項第二十六号とする。

第十一条第一項及び第五項、第十二条、第十三条並びに第十六条中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改める。

別表知事印の項中「知事政策局用」を「高度政策推進局用」に、「県民生活部用」を「総合県民支援局用」に、「林政部用」を「森林環境部用」に、「子育て支援局用」、「感染症対策センター用」、「環境・エネルギー部用」及び「多様性社会・人材活躍推進局用」を「削除」に、「DX・情報政策推進統括官用」を「新価値・地域創造推進局用」に改め、同表建築主事印の項を次のように改める。

印	建築主事
山梨県建 築主事印	
方	十八ミ リメー トル平
	建築基準法による確認通知書用

第二号様式中「~~山梨県知事公印~~」を「~~山梨県知事公印~~」に改める。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県訓令第十号

本 庁
出 先 機 関

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「又は山梨県行政組織規則第十二条の四第三項に規定する情報政策推進監（第二十八条第四項第二号及び第三十三条第二号において「情報政策推進監」という。）若しくはDX推進監」を削る。

第三条の見出し中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改め、同条第一項中「総務部行政経営管理課」を「総務部行政法務課」に、「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改め、同条第二項中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改める。

第十条第四項及び第十三条第一項ただし書中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改める。

第十四条の見出し中「行政経営管理課」を「行政法務課」に改め、同条第一項中「総務部行政経営管理課」を「総務部行政法務課」に、「行政経営管理課」を「行政法務課」に改め、同条第二項中「行政経営管理課」を「行政法務課」に改める。

第十六条第二項中「行政経営管理課」を「行政法務課」に改める。

第十七条第二項第四号中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改める。

第十八条第三項第一号及び第二号中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改め、同項第三号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改め、同条第四項第四号中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改める。

第二十條第二項中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に、「行政経営管理課」を「行政法務課」に改める。

第二十二條第二項第一号及び第二十三條（見出しを含む。）中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改める。

第二十八條第三項第一号中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改め、同条第四項第二号中「情報政策推進監」を「DX課長」に改め、同項第三号中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改める。

第三十一条第一項から第三項まで及び第八項中「行政経営管理課」を「行政法務課」

に改める。

第三十三條第二号中「情報政策推進監」を「DX課長」に改める。

第三十五條第十項中「行政経営管理課」を「行政法務課」に改める。

第三十六條第一項中「行政経営管理課」を「行政法務課」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改める。

第三十七條第一項及び第三項から第五項までの規定中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改め、同条第六項中「ていねいに」を「丁寧に」に、「増てつし」を「増訂し」に改め、同条第七項中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改める。

第三十八條第二項及び第三項、第四十條第二項、第四十一條第二項から第六項まで並びに第四十二條中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改める。

「情報政策推進監		情報推進	
DX推進監		DX	
別表第1の1の表中	人口減少危機対策企画グループ	人口企	や「人口減少危機対策
	人口減少調査研究グループ	人口調	
	感染症対策グループ	感対	」
「政策企画グループ			
地域ブランド推進グループ		政企	
人口」	富士山保全・観光エコシステム推進グループ	地プラ	
	富士五湖自然首都圏推進グループ	富エコ推	
		富自推	」
「国際戦略グループ			
リニア・次世代交			
新事業チャレンジ			
県民生活総務課			
北富士演習場対策			
統計調査課			
私学・科学振興課			

課	「政策調整グループ	政調
高度政策企画	イニシアチブ	高政イ」
イニ		イニ

[illegible]

富士・東部保健所	「富士・東部保健所」や女性相談支援センター	富士・東部保健所	「富士・東部保健所」や女性相談支援センター	中央児 都留児 甲陽学 いこう 子ども
----------	-----------------------	----------	-----------------------	---------------------------------

談支援センター	女相セ	女相セ	女相セ	
童相談所	中児相	中児相	中児相	
童相談所	都児相	都児相	都児相	
園	甲陽	甲陽	甲陽	
の発達総合支援センター	こ発セ	こ発セ	こ発セ	
心理治療センターうぐいすの杜	子心う	子心う	子心う	

「宝石美術専門学校	宝美専	宝美専	宝美専	
産業技術短期大学校	産短大	産短大	産短大	
」や 岐南高等技術専門学校	岐技	岐技	岐技	
就業支援センター	就支	就支	就支	
富士山世界遺産センター	富士セ	富士セ	富士セ	

第十九号様式中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改める。
附 則
この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十一号

山梨県公報発行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	出	本	庁
令和七年三月二十八日	先	機	関
山梨県公報発行規程の一部を改正する訓令	長	崎	幸太郎

山梨県公報発行規程（昭和二十八年山梨県訓令甲第三十七号）の一部を次のように改正する。
本則中「行政経営管理課」を「行政法務課」に改める。
附 則
この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十二号

山梨県法令審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	本	庁
令和七年三月二十八日	長	崎 幸太郎

山梨県法令審査委員会規程の一部を改正する訓令
山梨県法令審査委員会規程（昭和四十七年山梨県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

「 本庁
令達先中「本庁」を 出先機関 に改める。
労働委員会事務局」

第三条第三項第二号、第四条第三項及び第七条中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改める。
別記様式中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改める。
附 則
この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十三号

山梨県職員旅費支給規程を廃止する訓令を次のように定める。	出	本	庁
令和七年三月二十八日	先	機	関
山梨県職員旅費支給規程を廃止する訓令	長	崎	幸太郎

山梨県職員旅費支給規程（昭和三十三年山梨県訓令甲第十二号）は、廃止する。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

企業局

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県企業局に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県公営企業管理者 村 松 稔

山梨県企業局に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程等の一部を改正する規程

（山梨県企業局に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正）

第一条 山梨県企業局に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程（昭和四十年山梨県企業局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表早川職員合宿所において調理業務に従事する職員の項を削る。

（山梨県企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第二条 山梨県企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（昭和四十一年山梨県条例第四十三号）及び」を「（昭和四十一年山梨県条例第四十三号）、」に、「（昭和六十三年山梨県条例第二号）」を「（昭和六十三年山梨県条例第二号）及び公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）」に改める。

第二条中「並びに」を「、」に改め、「である派遣職員」の下に「並びに公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例の適用を受ける公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された職員（企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。）」を加える。

別表第三局本庁の項中「経営指導監」を「経営指導監 新エネルギー推進監」に改める。

別表第四及び別表第六中 「南巨摩郡早川町奈良田一〇五〇」を「南巨摩郡早川

南巨摩郡早川町奈良田一〇七六の四」

町奈良田一〇七六の四」に、 「早川水系発電管理事務所 を「早川水系取水口監視所」

」に改める。

（山梨県企業局組織規程の一部改正）

第三条 山梨県企業局組織規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項及び第七項中「経営指導監」の下に「、新エネルギー推進監」を加える。

別表第二山梨県営早川水系発電管理事務所の項中「南巨摩郡早川町」を「甲斐市」に改める。

（山梨県企業局宿舎管理規程の一部改正）

第四条 山梨県企業局宿舎管理規程（昭和五十年山梨県企業局管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次」を「大和職員宿舎」に改め、同項各号を削る。

第三条第一項中「無料宿舎及び」を削り、同条第二項を削る。

第四条第二項を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一 削除

（山梨県企業局庁舎等管理規程の一部改正）

第五条 山梨県企業局庁舎等管理規程（昭和五十三年山梨県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「長」の下に「（合同庁舎にあつては別表の合同庁舎の最初に掲げる事業所の長）」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

合同庁舎名		事業所名
発電総合制御所庁舎		山梨県営発電総合制御所
		山梨県営早川水系発電管理事務所
		山梨県営早川水系発電管理事務所

（山梨県企業局契約事務規程の一部改正）

第六条 山梨県企業局契約事務規程（昭和五十五年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二十一条の十四第一項第一号」を「第二十一条の十三第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二十一条の十四第一項第三号」を「第二十一条の十三第一項第三号」に改める。

第九条中「第二十一条の十五」を「第二十一条の十四」に改める。

（山梨県企業職員の駐在に関する規程の一部改正）

第七条 山梨県企業職員の駐在に関する規程（昭和五十六年山梨県企業局訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表電気課の項を次のように改める。

電気課	保川発電所の建設工事に係る現場調整業務	南巨摩郡早川町保
新エネルギー ギース テム推進 課	P R施設の案内、館内機器の維持管理に係る業務 電力貯蔵技術の実証試験に係る業務	甲府市下向山町
	G X白州ハイドロパーク（仮称）の建設工事に係る現場調整業務	北杜市白州町鳥原

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県公営企業管理者 村 松 稔

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程

山梨県企業局財務規程（昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条に次の二項を加える。

3 資金前渡を受ける職員に資金を前渡する場合は、常時所要の経費については一月分以内の予定額とし、常時所要の経費以外の経費についてはその必要最少限度の予定額とする。

4 前項の常時所要の経費は、その支払額の精算をした後でなければ更に前渡することができない。ただし、特別の理由がある場合又は前渡金額の三分の二以上が支払済みの場合は、この限りでない。
第四十六条第一項ただし書中「月を単位とする資金前渡にあつては」を「常時所要の経費であつて月を単位として資金前渡するものについては」に改める。
第三十八号様式を次のように改める。

前渡資金精算書

企業出納員	審 査	課長 (所長)	課長補佐 (次長)	課員	作成

年 月 日

次のとおり支払証拠書類をそえて精算（繰越）します。

山梨県企業局企業出納員 殿

会計				所属			
摘要							
資金前渡職員 職 氏 名		印					
伝票番号 支払年月日	科目	前 月 繰越額	本月受領額			支払額	返納額 繰越額
			総額	控除額	前渡額		
合計							

備 考	
-----	--

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第三号

山梨県企業局職員の安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県公営企業管理者 村 松 稔

山梨県企業局職員の安全衛生管理規程の一部を改正する規程

山梨県企業局職員の安全衛生管理規程（昭和五十四年山梨県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「安全衛生推進者等」を「衛生管理者及び安全衛生推進者又は衛生推進者」に改める。

第六条を次のように改める。

（衛生管理者）

第六条 法第十二条第一項の規定による衛生管理者は、事業場の職員のうち、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。次項及び第八条第三項において「規則」という。）第十条に規定する資格を有する者の中から事業所の長が選任する者をもつて充てるものとする。

2 衛生管理者は、安全衛生管理者の指揮を受け、法第十条第一項各号に掲げる業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理するとともに、規則第十一条第一項の規定による業務を行い、必要な措置を講じるものとする。

第七条第一項を次のように改める。

法第十二条の二の規定による安全衛生推進者又は衛生推進者（以下「安全衛生推進者等」という。）は、事業場の職員のうち、法第十条第一項の業務（衛生推進者にあつては、衛生に係る業務に限る。）を担当するため必要な能力を有すると認められる者の中から当該事業場の長が選任する者をもつて充てるものとする。

第七条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第八条第三項中「労働安全規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）」を「規則」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第一号

山梨県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小 宮 山 博

山梨県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

山梨県選挙管理委員会規程（昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項及び第三項中「市町村課」を「市町村振興課」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番